

高度解析センター依頼分析要領

29解析第0716002号

平成29年10月20日

(目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構依頼分析規程（13規程第46号）に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構高度解析センター（以下、「センター」という。）が、依頼を受けて行う高度な専門的知識を必要とする分析及び鑑定（以下、「分析」という。）についての取り扱いを定めることを目的とする。

(依頼申込みの手続き)

第2条 センターに分析を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、様式1による分析(鑑定)依頼書を1件ごとに作成し、高度解析センター長（以下、「センター長」という。）に申し込まなければならない。

(依頼の拒絶)

第3条 センターは、分析内容等から分析を行う必要がないと認めたとき、又は分析を行うことができないときは、依頼に応じないことができる。この場合には、直ちに、その旨を依頼者に通知する。

(分析に係る手数料等)

第4条 依頼者は、経理責任者が発行する請求書により、別記1に掲げる手数料を納付期限までに納めなければならない。

2. センターは、分析・鑑定等に多額の消耗品等を使用した場合には、上記の手数料の他に、消耗品等に係る費用を請求できるものとする。

(分析結果の通知)

第5条 分析は、前条に規定する手数料の納付を確認した後に行うものとし、センター長は、分析が完了したときは、様式2による分析報告書又は様式3による鑑定書を依頼者に通知するものとする。なお、国からの依頼等で、手数料の納付が分析完了後になるときは、別途協議するものとする。

(分析報告書・鑑定書の複本)

第6条 前条の複本を請求する者は、様式4による分析報告書(鑑定書)複本請求書を提出しなければならない。ただし、第2条の分析(鑑定)依頼書に併記して請求することもできるものとする。

(供試品の返還)

第7条 供試品は返還しない。ただし、分析の依頼に応じないものについては、その旨通知した日から2週間以内に返還の請求があった場合に限り返還する。この場合には供試品の返還に必要な費用は、依頼者が負担しなければならない。

(適用除外)

第8条 センター長は、分析が次の各号のいずれかに該当するときは、この要領の一部を適用しないことができる。

- 一 国、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人、その他の法令に基づく公法人及びセンター長が必要と認める法人等からの依頼を受けて行う分析

である場合。

二 その他適用しないことが適当と判断した場合。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、分析・鑑定等の実施について必要な事項は、センター長が別に定めることができるものとする。

附則

この要領は、平成29年10月20日から施行する。

様式1 (第2条関係)

分 析 (鑑 定) 依 頼 書

平成 年 月 日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
高度解析センター長 殿

(依頼者)
住 所〒

会社(組織)名
役職名

氏名

印

(担当者)氏 名

電話番号

F A X

E - m a i l

下記のとおり分析(鑑定)を依頼します。

依頼事項:

供試品名:

数量:

(〇〇時間)

分析・鑑定を必要とする成分、項目:

法規制等のある研究試料等の有無: 有 無

※有無にかかわらず、チェックシート(別紙)を添付してください。

参考事項:

必要とする分析報告書又は鑑定書: 和文・英文

複本の要否: 要(和文 通・英文 通)・否

※以下、記入しないでください。

受付年月日		
整理番号		
分析担当者	所 属	
	氏 名	

(別紙)

チェックシート

法規制等のある研究試料等の有無

有 無

【有の場合】

研究試料等の名称 ()

法規制等の種別 植物防疫法 (輸入禁止品、輸入制限品)

家畜伝染病予防法

外来生物法 (特定外来生物)

カルタヘナ法 (遺伝子組換え生物)

放射線障害防止法

麻薬等を取り締まる法律

人を対象とする医学系研究に関する倫理指針

個人情報保護法

その他

届出・承認・授受手続の状況、輸送手段

()

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日
依頼者

印

様式2（第5条関係）
（その1）和文の場合

第	号	
分析報告書		
依 頼 者		殿
供試品：	平成 年 月 日に依頼のあった上記供試品について行った分析の結果は、 下記のとおりである。	
記		
依頼事項：		
分析結果：		
年 月 日		
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 高度解析センター長 氏 名 試験担当者 氏 名		印

（その2）英文の場合

No.	
Report on Result of Analysis	
Client:	
Sample:	
This is to certify that the result of the analysis requested on the above sample by the client on date(month/day/year) is as follows:	
Analyte(s)	
Analytical result(s)	
Date (month/day/year)	
National Agriculture and Food Research Organization Director of Advanced Analysis Center Official in charge of test, Technical official	

様式3 (第5条関係)
(その1) 和文の場合

第	号				
				鑑 定 書	
				依 頼 者	殿
供試品：					
平成	年	月	日	に当所に提出された上記供試品について行った鑑定の結果は、	
				下記のとおりである。	
				記	
依頼事項：					
鑑定結果：					
平成	年	月	日		
				国立研究開発法人	
				農業・食品産業技術総合研究機構	
				高度解析センター長	氏 名
				試験担当者	氏 名
					印

(その2) 英文の場合

No.					
				Report on Result of Analysis	
				Client:	
Sample:					
This is to certify that the result of the analysis requested on the above sample by the client on					
date(month/day/year) is as follows:					
Analyte(s)					
Analytical result(s)					
Date (month/day/year)					
				National Agriculture and Food Research Organization	
				Director of Advanced Analysis Center	
				Official in charge of test, Technical official	

様式4（第6条関係）

分析報告書（鑑定書）複本請求書

年 月 日

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構
高度解析センター長 殿

（依頼者）
住 所〒

会社（組織）名

役職名

氏名

印

（担当者）氏 名

電話番号

F A X

E - m a i l

分析報告書（又は鑑定書）の複製を下記のとおり依頼します。

記

複製を依頼する書類：分析報告書（又は鑑定書） 第 号
和文 通
英文 通

別記 1 (第 4 条関係)

「手数料について」

直接経費 (技術料) + 間接経費 + 複本手数料

上記手数料に消費税を加えた金額を納付金額とする。

ただし、分析・鑑定等に多額の消耗品等を使用した場合には、上記の手数料の他に、消耗品等に係る費用を請求できるものとする。

直接経費 (技術料)

分析技術クラス 1 一人 1 時間当たり、40,000 円

分析技術クラス 2 一人 1 時間当たり、30,000 円

以下の表に掲げる機器を使用する分析及び鑑定にあつては、1 時間あたりの技術料は以下の表右欄のとおりとする。

		1 時間あたり技術料
使用機器	NMR500 [AVANCE III 500HD 型]	30,000 円 (分析技術クラス 2、1 名)
	同上 NMR500+クライオ検出システム	40,000 円 (分析技術クラス 1、1 名)
	NMR600 [DRX 600 型]	30,000 円 (分析技術クラス 2、1 名)
	イメージング DRX300WB	30,000 円 (分析技術クラス 2、1 名)
	TOF-MS [4800 MALDI TOF-TOF Analyzer]	30,000 円 (分析技術クラス 2、1 名)
	NMR800 [AVANCE III 800HD 型]	40,000 円 (分析技術クラス 1、1 名)
	同上 NMR800+クライオ検出システム	40,000 円 (分析技術クラス 1、1 名)
	フーリエ変換イオンサイクロトロン共鳴質量分析装置	40,000 円 (分析技術クラス 1、1 名)
	原子間力顕微鏡	30,000 円 (分析技術クラス 2、1 名)
上記以外 の分析・ 鑑定		30,000 円 (分析技術クラス 2、1 名)
		40,000 円 (分析技術クラス 1、1 名)

間接経費 (業務遂行に関連して間接的に必要となる農研機構の管理等に必要な経費)

直接経費 × 15% (その額が 5,000 円に満たない場合は 5,000 円)

ただし、委託者が国、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人、その他の法令に基づく公法人及びセンター長が必要と認める法人等の場合は、委託者と協議の上、決定した額とすることができる。

複本手数料

分析報告書・鑑定書の複本作成手数料 1 通ごとに、和文は 1,000 円、英文は 1,500 円とする。